

第4次橿原市行政改革大綱

平成20年8月12日策定

目次

【1】	策定の背景	1
1.	これまでの取り組み	1
2.	本市の現状	2
【2】	行政改革への考え方	4
【3】	改革重点項目	5
1.	事業の選択と集中	5
2.	持続可能な財政運営	6
3.	人材の育成・確保・活用	7
4.	定員管理・給与の適正化	8
5.	柔軟で効率的な行政組織の構築	8
6.	行政の担うべき役割の見直し	9
7.	公正性の確保と透明性の向上	10
8.	行政の情報化等行政サービスの向上	10
9.	広域行政の推進と市町村合併	11
【4】	計画期間	11
【5】	推進体制	11
1.	行政改革実施計画	11
2.	推進体制	11
	資料編	12
	＜用語解説＞	12
	＜各種数値資料＞	17

【1】策定の背景

1. これまでの取り組み

本市では、昭和60年11月に「第1次橿原市行政改革大綱」を、平成8年12月に「第2次橿原市行政改革大綱」を、そして平成15年3月に「第3次橿原市行政改革大綱」を定めて、行政改革に取り組んできました。

第1次では「財政健全策を堅持しつつ地域社会の活性化及び住民福祉の増進」を、第2次では「少子高齢化社会に対応していくための子育て支援、介護保険等の施策の整備とともに、環境と共生する循環型社会の実現」を、そして第3次では「地方分権の原則のもとに、21世紀における行政課題に的確に対処するため、市町村合併の動向をも勘案しつつ、本市の体質を改革強化する」とそれぞれ目標を定めてきました。

そして、平成17年3月には、「何を、いつまでにするのか」という44項目の具体的な改革事項を第3次行革大綱の「行政改革実施計画」として定め、3ヵ年で、歳出の節減額を約30億円、歳入の増額を約10億円と目標を定めて、改革に取り組んできました。この結果、平成17、18、19年度の3ヵ年での歳出節減額は約42億4千万円、歳入の増額は約7億3千万円の実績となっています。

主要なものとして、事務事業の効率化と経費の節減を図るため、学校給食業務、ごみ焼却灰運搬・資源ごみ収集業務の民間委託の推進、公の施設への指定管理者制度の導入、財源不足に対応した予算の枠配分の実施、市民の負担軽減を目的とした押印の見直し、時代に合った公務員制度を目指した昇任試験の実施や人事評価制度の試行、少数精鋭による職務遂行を基本とした職員数の削減、市民の利便性を高める施設の予約や講座・教室等イベント申込の電子化等を実施し、また、市税の徴収率向上を目的とした差押物件のインターネット公売、新たな財源確保のための広報紙やホームページへの有料広告の掲載などの改革に取り組んできました。

このように、本市では、大綱で提示された課題の達成に努力してきましたが、大綱の目的である「本市の体質の改革強化」には、未だ不十分なものがあり、今後も、更なる取り組みを進めていく必要があります。

2. 本市の現状

現在、国や地方は、少子高齢化社会の到来、著しい情報化の進展、市民の価値観の多様化、様々な分野における規制緩和や官から民への潮流など、社会経済情勢が大きく変化する中で、危機的な行財政運営状況が続いています。

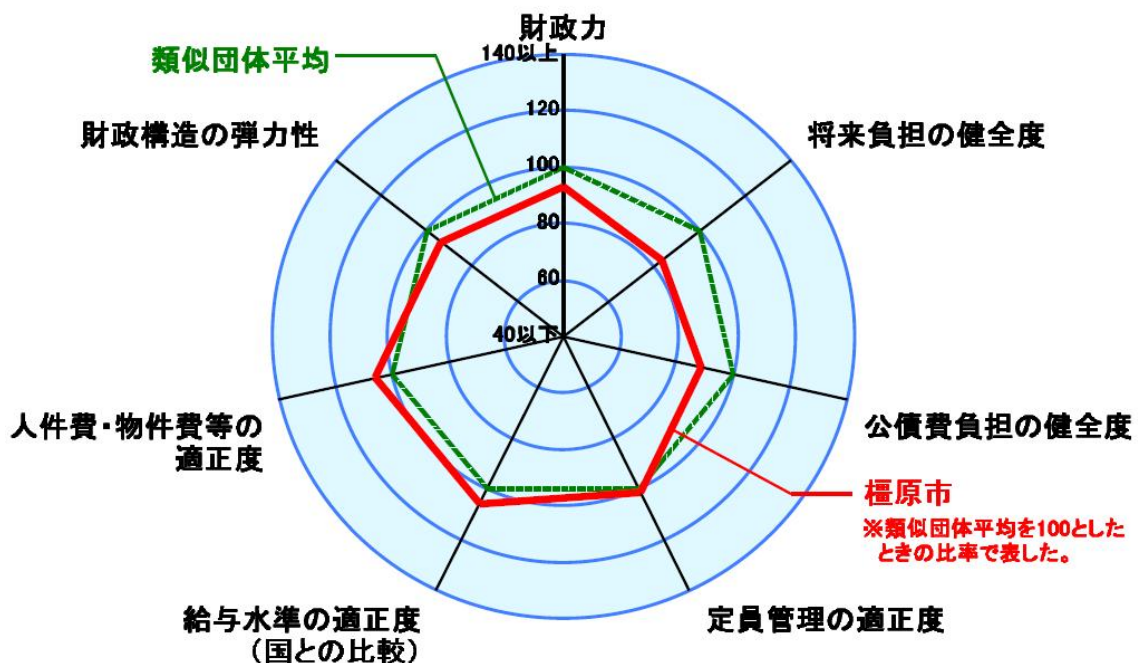
下記の財政比較分析表（注1）は、現在の本市の行財政運営状況のうち、特に財政面で類似団体（注2）との比較を示したものです。

表1: 橿原市と類似団体との財政比較分析表(平成18年度普通会計決算)

(総務省ホームページ「地方財政の状況/財政比較分析表より引用)

項目	指標値	類似団体内順位	橿原市	類似団体		
				平均	最高	最低
財政力	財政力指数	27/35	0.70	0.88	1.72	0.51
財政構造の弾力性	経常収支比率(%)	24/35	95.8	91.7	75.9	102.4
人件費・物件費等の適正度	人口1人当たり人件費・物件費等決算額(円)	7/35	96,824	107,068	67,328	165,515
給与水準の適正度	ラスパイレス指数(国との比較)	8/35	98.5	99.8	94.6	104.3
将来負担の健全度	人口1人当たり地方債現在高(円)	33/35	443,196	290,447	182,596	517,551
公債費負担の健全度	実質公債費比率(%)	30/35	15.6	12.1	5.3	16.1
定員管理の適正度	人口1,000人当たり職員数(人)	16/35	6.56	6.69	3.76	8.84

表1-図: 類似団体の平均値を100としたときの橿原市の指数 (総務省公表資料)



(注) 指標が良好であればあるほど高い指数となるように計算されていることから、七角形が平均値の正七角形から外に広がれば広がるほど、財政状況が良いことを示します。

前頁の本市と類似団体の平成 18 年度普通会計決算による財政比較分析では、次のとおりとなっています。

【財政力:財政力指数(注3)】

若干ながら年々改善してはいますが、長引く景気低迷により税収の回復も鈍く、また市内に大型事業所が少ないこともあり、0.70 と類似団体平均を下回っている状態です。手当の見直し等による人件費の抑制や枠配分予算により、歳出の徹底した抑制を行うとともに、税の徴収率向上など歳入確保に努めることにより、財政基盤の強化に努める必要があります。

【財政構造の弾力性:経常収支比率(注4)】

ごみ処理施設、し尿処理施設の公債費の償還等により公債費が伸びていること、地方交付税が大幅に減額されていること等により、前年より数値は悪化しています。今後も公債費の伸びが暫くは見込まれますので、起債を伴う大規模事業を極力抑制し、また、事務の効率化等経常経費の削減を図り、併せて行政評価の導入により、行政効率の最適化にも努め、適正な水準を保つ必要があります。

【人件費・物件費等の適正度:人口1人当たり人件費・物件費等決算額(注5)】

職員採用の抑制・手当の見直し等によって人件費を抑えること等により、類似団体平均に比べて適正度は高いものの、今後は、し尿処理場等の施設の維持管理費の増大が予想されるため、さらなる歳出の見直しに取り組む必要があります。

【給与水準の適正度(国との比較):ラスパイレス指数(注6)】

98.5 と類似団体平均より低い値となっており、適正化に努めた結果と言えますが、今後もさらなる健全化に努める必要があります。

【将来負担の健全度:人口1人当たり地方債現在高(注7)】

近年、ごみ処理施設、し尿処理施設等の建設といった生活関連の大規模事業が短期間に集中し、また財源対策として、臨時財政対策債による市債発行を余儀なくしているため、前年よりは改善していますが、依然類似団体平均より悪い数値となっています。今後は新規の起債発行を極力抑制し、併せて財政健全化法に基づき繰り上げ償還を行うことにより、金利負担を少しでも軽減し、起債残高の適正化に努める必要があります。

【公債費負担の健全度:実質公債費比率(注8)】

類似団体平均に比べて健全度としては低い値となっていますが、これは、近年生活関連の都市基幹整備を重点的に行ったことに伴う起債の償還が響いており、今後数年はこの状態が続く見込みです。大規模事業を極力抑制することにより、数年後に起債償還のピークを迎えた後には徐々に改善に向かう見込です。

【定員管理の適正度:人口1000人当たり職員数(注9)】

定員適正化計画に基づき職員数を削減し、ほぼ類似団体平均となっていますが、今後もより適切な定員管理に努めるとともに、少数精鋭で様々な行政ニーズに応えるべく努力する必要があります。

上記が、類似団体と比較した本市の現状ですが、今後の予測としては、国の三位一体改革の影響や今後想定される国の財政削減により、現在のところ歳入の大幅な増加は見込まれない状況です。

一方で、少子高齢化に伴う扶助費(注10)や国民健康保険、老人保健、介護保険特別会計への繰出金の増加、高い水準の公債費負担、団塊の世代の大量退職による退職手当負担など、今後歳出の増加が避けられず、政策的経費や投資的経費に充当可能な一般財源は減少していかざるを得ない状況に陥ることが予想されます。

このような状況の中、本市はかつてのような歳出の伸びを前提とした事業運営手法を続けていくことは既に不可能となっており、不足する歳入には基金の取り崩しなどにより対応し、予算編成を行っている現状です。

【2】行政改革への考え方

近年、国や地方自治体における財政状況の悪化や市民ニーズの複雑化・多様化により、全国一律的な行政サービスを実施することは難しくなっています。また、地方分権により、国主導から、地方自治体の自主的な判断、責任による行政サービスの提供が求められるようになってきました。

本市では、このような状況を踏まえて、平成20年度から取り組む「橿原市第3次総合計画」のそれぞれの施策を実現するため、また国の補助金・交付税等の削減により財政状況がさらに悪化する中、地方自治体としての生き残りをかけて、持続可能な経営資源（ひと・もの・かね）を確保し、財政収支の均衡を図り、効率的でかつ公正で透明な市政を推進する取り組みが必要です。

そこで、これまでの業務のあり方を見直し、限られた経営資源をいかにして投入していくかを的確に判断していくため、「行政評価」を導入し、実施すべき事業を慎重に取捨選択し、限られた資源を集中的・効果的に投入する「選択と集中」の視点による行政の実現を目指します。

なお、これまでの取り組みについても、社会情勢の変化を踏まえて、継続すべきものや見直しが必要なものは見直しを行った上で、新しい取り組みにも盛り込み、引き続き行政改革を推進していきます。

については、次の項目を「重点項目」として掲げ、推進します。

1. 事業の選択と集中
2. 持続可能な財政運営
3. 人材の育成・確保・活用
4. 定員管理・給与の適正化
5. 柔軟で効率的な行政組織の構築
6. 行政の担うべき役割の見直し
7. 公正性の確保と透明性の向上
8. 行政の情報化等行政サービスの向上
9. 広域行政の推進と市町村合併

【3】改革重点項目

1. 事業の選択と集中

事務事業の実施に際しては、常にコスト意識や経営感覚を持ちながら、事業の成果を考え、最少の費用で最大の効果が得られるように、時代の要請に即した事務事業のあり方と優先順位を適切に見極める必要があります。

そこで、安易に前例を踏襲することなく、限られた財源や人員を重点的に配分し、かつ最大限に活用することにより、市民満足度の高い公共サービスの提供を図る「選択と集中」の考え方に立って、徹底的な事務事業の見直しを推進します。

そのためには、行政として、いま何を目標にして、なぜこの施策や事務事業が必要なのかについて、市民に分かりやすく説明するとともに、適切な評価を行い、その結果をもって改革・改善を進め、次のプランに反映させていく仕組みが必要です。

この仕組みとして、本市では行政評価を導入し、確立します。

行政評価は、「行政経営」という考え方を指すためのツール（手段）で、P（Plan）→D（Do）→C（Check）→A（Action）のサイクルで事業についての内容や方法等を評価し、問題点を発見し、さらに施策の方向性も明確にするために活用する手法です。

本市での活用方法としては、業務を事務事業単位にまとめ、それぞれの事務事業ごとに目的、対象、内容、経費を明確にして、妥当性、有効性、効率性についての評価を行い、今後の方向性を検討します。また事務事業ごとに指標を立てて、その達成度を判定します。

次に、総合計画の体系に基づき設定された施策単位ごとに、関係する事務事業評価の結果をもとに、施策評価を行い、それぞれの施策としての指標を立てるとともに、事務事業の優先順位付けを行い、総合計画の進行管理や予算編成に活用します。

将来的には、組織の再編成や定数管理等にも活用して、成果を重視した行政運営への転換に結び付けるとともに、職員の意識改革を促進します。

また、その評価については、単に行政改革の視点に留まらず、総合計画の進行管理や財政運営といった行政経営的な視点で、自己評価制度を確立するとともに、外部評価についても、その制度設計についての検討を重ね、市民本位の市政を推進するためのツールとしての確立を目指します。

2. 持続可能な財政運営

本市の財政状況を正確に認識し、将来を見据え、中長期の財政見通しを立てます。行政評価等の活用により、施策、事務事業について見直しを行い、選択と集中によるメリハリをつけた財源配分を図るとともに、民間委託の推進、補助金の整理合理化など歳出全般の効率化と事務事業等の統廃合を含めた抜本的な見直しを進め、財政力に見合った行政規模・運営への転換を図ります。さらに新たな視点から、歳入を確保するための方策を検討します。

また、市の財政状況については、今までの経緯と今後の取り組みも含めて、市民に分かりやすい形で積極的に公表して、市民の理解を得ながら健全な財政運営に取り組んでいきます。

(1) 計画的な財政運営

今後の財政シミュレーションを実施した上で、平成20年度から平成24年度を計画期間とする新たな財政計画を策定し、歳出全般の削減及び財政構造の健全化の維持に努めます。

そのためにも、歳入に見合った歳出を基本に、自主財源の確保、補助金の見直し、事務事業の整理統合による経常経費の削減、公共事業の重点化等を図り、基礎的財政収支(注1 1)の黒字を維持するために、中長期的な展望に立った財政運営に努めます。

(2) 各種財政指標の適正化

財政構造の弾力性を示す経常収支比率(注4)や健全性を示す実質公債費比率(注8)などの各種財政指標について、適正水準の確保に努めます。

また、公債費負担の抑制については、緊急性・必要性に応じ、事業を取捨選択することにより、地方債の発行額を極力抑制し、公債費負担の低減を図るとともに、借入れに際しては、交付税算入等のある起債やより低金利の資金の調達に努めます。

(3) 財政状況公表の整備・推進

新地方行革指針等に基づき、バランスシート(注1 2)及び行政コスト計算書(注1 3)の活用等を一層進めるとともに、公営企業等を含めた連結バランスシート(注1 4)の作成などに取り組みます。さらに国が別途通知予定の財務書類の作成や資産評価に関する実務的な指針に基づき、財政状況の公表の整備・推進を行います。

(4) 歳入の確保

税負担の公平性の観点から、公平・適正な課税に努めるとともに、市税の徴収体制の強化を図り、収入の確保に積極的に取り組みます。

徴収率の向上については、税制改正等に伴う厳しい納税環境のもと、徴収体制の充実を図るとともに、債権や不動産の差し押さえのほか、インターネット公売の拡充を行うなど滞納対策に取り組みます。

また、納税者の利便性の向上を図るため、広報紙等を通じて、口座振替や窓口時間延長等について周知、啓発活動を強化するとともに、コンビニエンスストア収納(注1 5)やマルチペイメントネットワーク(注1 6)等についても検討します。

また、使用料及び手数料については、受益と負担のバランス、民間とのバランスなど受益者負担にも考慮しながら、適正化に努めます。

(5) 経費の節減合理化

市民から託された税金を少しも無駄にすることなく、より質の高い行政サービスを継続的かつ安定的に提供していくためには、職員一人ひとりが現在の財政状況を理解し、職員間で情報を共有し、常にコスト意識を持ち、業務の工夫を凝らし、経費節減合理化に取り組むことが肝要であるため、特に経常経費を不断に見直す取り組みを進めます。

また、負担金、補助金等については、行政評価等を活用して、支出の必要性、費用対効果等を検討します。

(6) 特別会計への繰出金の抑制

一般会計から特別会計への繰出金は、ルール分として規定された経費を基本にして支出し、各特別会計の均衡を図ってきたところですが、しかし、高齢化の推移や事業の進捗、特別会計の収入状況によっては、一般会計からのルール分の繰出金の増加や、収支状況によってはルール外の補てんも必要になることが今後想定される所です。そのため、適正な受益者負担を前提とした税率や使用料の見直しなど、適切な対応を講じるよう努めます。

(7) 市有財産の処分、貸付け等の有効活用

単に財産を適正に管理するだけでなく、公有財産の有効活用への転換を図ります。

売却だけでなく、貸付けも含めた多様な活用の推進を図り、定期借地権を利用した貸付け、また、提案型公募売却等により、まちづくりにも資するような売却方法も検討します。なお不要物件については、さらに検討を加え、土地の状況に応じて、最も適切な売却方法を選択して、迅速な売却を進めます。

(8) 公共工事のコスト削減及び入札制度のさらなる見直し

公共事業の計画・設計から施工に至るまでの各工程や維持管理コストを含めた総合的なコスト削減を目指します。

また、公共工事や事業の入札・契約についても、制度のさらなる改革を行い、より一層の適正化を図るとともに、電子媒体の活用による入札・契約事務の効率化を推進します。

3. 人材の育成・確保・活用

「職員人材育成基本方針(平成17年7月策定)」に基づき、「求められる職員像」を明確にし、そのための人材育成の取り組みや能力開発に努めています。今回導入する「目標管理型勤務評定」も、人材育成を主眼に置いた制度で、①能力評価(能力・態度等)と②業績評価(目標管理)の2本立てで実施します。

組織目標を達成していく過程で“人”という資源を有効に活用するため、業務遂行能力の継承・育成も含めて、人材の育成・確保・活用を図ります。

(1) 研修体系の充実

職員研修については、管理職員のマネジメント研修は無論のこと、常に市民の目線で改革・改善を進めることが出来る職員の育成を図ります。また人材育成のための政策形成・能力

開発研修、県や関係団体等への派遣研修等については、公募を行って、意欲のある職員に、より多くの研修機会を提供します。そして「教える研修から自らが学ぶ研修」へ、自己目的を実現する自立型の研修を目指す研修体系の充実を図ります。

(2) 人材の確保

人材を育成する職場環境を作る上で、管理職には今まで以上の意識改革とリーダーシップの発揮が重要となり、各職場でのビジョンや目標、重点事業を明確にし、目標の連鎖を引き出すよう部下の育成に努めます。また、人材育成を考えた適材適所の人事異動を行うとともに、民間等からの採用も含め、多様な行政課題に的確に対応できる優秀な人材の確保を積極的に図ります。

(3) 新たな人事評価システムの構築

「目標管理型勤務評定」を管理職から試行していますが、成果と努力が報われる人事給与制度の確立を目指し、また、評価される職員の信頼と納得が得られるよう面談を重視します。引き続き評価者訓練研修を実施し、評定調整委員会の設置等仕組みを整備します。

また、現在、課長及び課長補佐昇任試験を実施していますが、今後、昇任・昇級に際しての試験制度を3級まで順次実施して、その中で自己申告制度の導入を検討します。一方、職務職責を果たすことが困難であると感じる職員が降格を申し出る制度を導入し、職員のやる気の創出、組織の活性化を図ります。

4. 定員管理・給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

本市は、これまでも定員適正化計画に基づき定員抑制に努めてきましたが、今後も、学校給食やごみ収集等において退職者不補充を継続し、民間委託等の推進を図りながら、より適正な定員管理に努めていきます。社会経済情勢や行政ニーズの変化等を踏まえながら、新たな行政課題や主要事務事業を抱える部門へ、計画的、重点的に職員配置を行い、行政需要の変化に見合った柔軟な職員配置を行います。

(2) 給与制度の見直し

本市の財政状況を考慮し、これまでも給与体系や諸手当の適正化に取り組んできましたが、今後も、さらに継続して国の給与構造改革に準じた制度の見直しを行います。

また、時間外勤務手当についても、係内、課内の応援体制の柔軟化、代休取得の徹底、計画的な事務執行などに努め、職員の健康管理にも留意しながら経費の縮減を図ります。

5. 柔軟で効率的な行政組織の構築

組織、機構については、地方自治体の自主的な判断・責任による行政サービスの提供が求められる状況の中、本市の総合計画の政策・施策を着実に推進していくための執行体制へと改革する必要があります。

そこで、行政需要の減少や民間委託等によって事務量が減少した部門や、国の省庁施策

をそのまま受けた形で業務が輻輳している部署の整理・統合を行うとともに、総合計画の政策・施策を遂行するための組織・機構という視点で、組織を再編するとともに、行政需要の変化に見合った組織の見直しを継続的に行っていきます。

(1) トップマネジメント機能の強化

総合計画の達成に向けて、市長を中心に、副市長、教育長、理事級職員が政策・戦略を定期的に協議して現状を見直し改善していくトップマネジメント機能の強化を図ります。

(2) 調整機能の充実

様々な行政課題や市民ニーズの変化等に一つの部署で対応することは難しくなっています。そこで縦割的な対応ではなく、横断・連携的に素早く対応ができるよう、係、課、部及び全庁間の調整機能の充実を図ります。

(3) 責任と権限の明確化

組織として迅速な意思決定を図るため、役職の責任と権限を明確にし、決裁権限の見直しを行います。また管理職、係長、課員等の配置をバランスの取れたものにします。

6. 行政の担うべき役割の見直し

(1) 民間委託等の推進

事務事業全般にわたり、行政としての関与の必要性、民間に委託した場合のメリット等について、法的な規制やそのトータルコストを踏まえて検討し、民間委託等を推進します。その際は、市の適正な管理監督のもとに、行政責任を明確にし、個人情報保護や守秘義務の確保、危機管理体制の確立、市民サービスの維持向上等に十分留意します。

平成18年7月に施行された「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」で示された市場化テストについても、先進自治体の調査・研究を行います。

(2) 施設のあり方を見直し

公の施設については、設置目的の達成状況、必要性、利用可能年数、管理運営状況等を踏まえた上で公的関与の妥当性を総合的に評価し、存続・統合・廃止・民営化など施設のあり方を見直しを行います。

そして、必要な施設については、積極的に、利用率の向上と管理運営の効率化を推進するとともに、新たな行政課題に対応するため、既存施設の有効活用を図ります。

施設の管理運営について、効率的な管理・運営の観点から、サービスの向上と運営の効率化を目指して、直営、指定管理者、業務委託等、より適正な方法を選択していきます。

特に利用者数の動向や市民のニーズが大きく変化している幼稚園と保育所については、幼稚園適正配置検討委員会の中で、市立幼稚園の適正な配置計画と、これまで進めてきた一体化等への取組みを含め、これからの就学前教育のあり方を検討します。

7. 公正性の確保と透明性の向上

市民と行政が協働して進めるまちづくりを推進していくためには、行政活動についての情報を共有し、コンセンサスを得ることが重要と考えられます。このために、行政活動についての説明責任を強化し、公正性の確保と透明性の向上に取り組みます。

(1) 説明責任の強化

本市では、これまでも情報公開に努めてきましたが、今後も、各種メディアを有効に活用し、さらに、市民との直接対話により、きめ細かい情報発信を積極的に進め、市民との情報の共有化と意思疎通を図ります。そのために、市政の取り組み、進め方等をトータルに、市民に分かりやすく説明するなど、行政の主体性を保持しつつ、説明責任の強化を図り、公正性、透明性の高い行政運営を推進します。

(2) 市民ニーズの把握

市民と協働するまちづくりを進めるためには、市民の声を市政運営に反映させる体系づくりを行わなければなりません。そこで市のホームページ、総合受付、窓口や市民相談室に寄せられた市民ニーズを全庁で共有し、活用する仕組みや、多様な行政情報への問い合わせに迅速に対応することができるコールセンターを設け、市民のニーズに的確に応えるようなシステムを確立します。

8. 行政の情報化等行政サービスの向上

市民の利便性向上や行政の業務効率化、市民との情報の共有化による協働の拡大を図るための有効な手段の一つとして、行政の情報化推進を今後も推進します。

(1) 電子市役所の推進

本市では、“市民が役所の開庁時間や物理的な場所に制約されないで「いつでも、どこでも市役所を利用できる」市民サービス”の実現を目指して、施設や講座・教室の電子予約の実現を図ってきました。今後さらに、市ホームページの拡充をはじめとして、これら電子手続きメニューの拡充やその利用率向上に向けた取り組み、さらにIT化だけでなく郵送による各種証明書申込メニューの拡大等、行政手続の簡素化、利便性の向上を柱とした市民サービスの向上を推進します。

(2) コンピュータシステムの最適化

電子市役所を推進していく上では IT 関連コストの増大は避けることができません。そこで本市では、既存の業務システムについて、システムの最適化やアウトソーシングも含めた見直しを検討し、維持管理経費を含めたトータルコスト面での削減に努めます。

また、市民の利便性向上や行政事務効率化のツールとして必要なコンピュータシステムの導入については、イニシャルコストだけでなくそのランニングコストでの財政負担と、効果を見定め、市民ニーズを的確に把握し、費用と効果を勘案しながら計画的な推進を図ります。

(3) 情報セキュリティの向上

不正アクセス、個人情報漏えい、災害等の脅威から情報システムを守るため、情報セ

キュリティ対策の一層の強化を進めます。

9. 広域行政の推進と市町村合併

(1) 広域行政の推進

中南和の拠点都市としての本市の役割を踏まえ、行政の各分野にわたり、効率的、効果的な行政運営を展開していくため、周辺市町村との連携協力を強化し、広域行政を推進します。さらに、本市を取り巻く広域的な課題を解決するために、県と連携し協働の取り組みの推進を図ります。

(2) 市町村合併

本市においても厳しさを増す財政状況の下、多様化する市民ニーズに的確に対応し、効率的な行政運営を実現していくためには、規模・能力をさらに高め、行財政基盤と行政処理能力の向上を図る必要があります。合併は避けて通れない課題です。また、合併を考える上では、特に、今後、都市間競争を勝ち抜いていかなければならない視点から、県合併推進構想、近隣自治体の動向をも踏まえて慎重に対応していきます。

【4】計画期間

本大綱の計画期間は平成 20 年度から平成 24 年度の 5 ヵ年とします。

【5】推進体制

1. 行政改革実施計画

改革の実施にあたっては、「行政改革実施計画」を策定して、計画的な推進を図ります。

実施計画には、取組みの実現性を担保するため、各改革項目の担当部署、実施年度や可能な限りの数値目標を掲げます。

2. 推進体制

行政改革を着実に推進するために、庁内組織である行政改革推進本部において進行管理を行います。

資料編

<用語解説>

注1) 財政比較分析表

各地方公共団体が、住民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくために、他団体と比較可能な指標をもって住民等に分かりやすく情報を開示することによって財政運営上の課題をより明確にすることが喫緊の課題となる中で、類似団体間で主要財政指標の比較分析を行い、住民等に分かりやすく開示する方途の一つとして、総務省が各地方公共団体の決算統計に基づき作成・公表されたものです。

注2) 類似団体

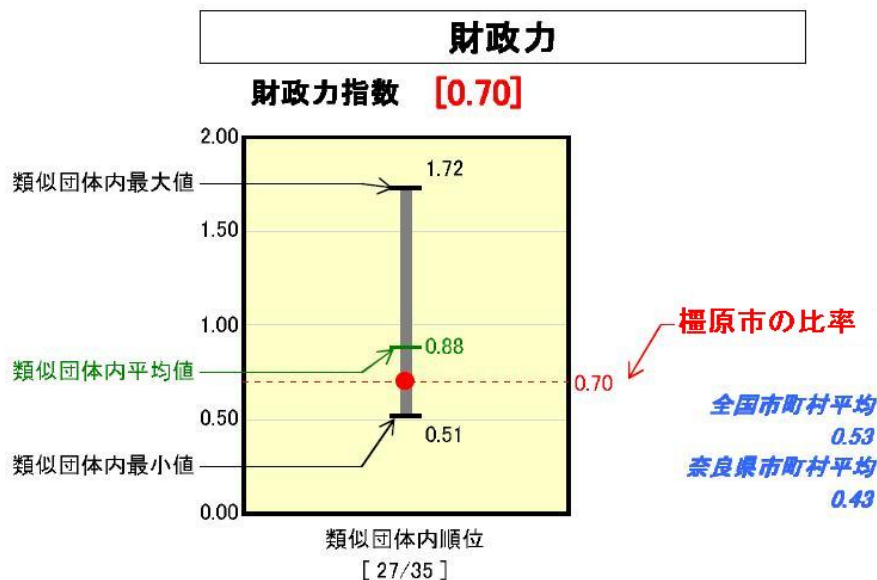
類似団体とは、総務省において、態様が類似している地方公共団体ごとに作成している類型のことで、人口及び第2次、第3次産業別人口比率を基準に分類したものです。

本市の類型は、Ⅲ－3(人口 100,000～150,000 未満、Ⅱ次・Ⅲ次産業就業比率 95%以上かつⅢ次産業就業比率 65%以上)の分類となっています。

本市と同じ類型都市として、県内では、生駒市、近隣では、池田市、富田林市、河内長野市、箕面市等が該当し、全国で35市あります(平成 18 年 3 月末現在)。

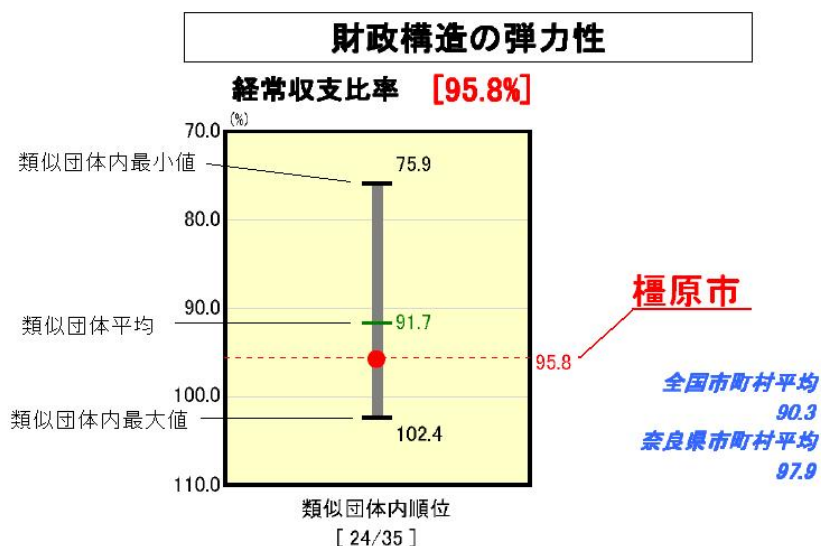
注3) 財政力指数

地方交付税法の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヶ年間の平均値で、地方公共団体の財政力を示す指標として用いられています。財政力指数が1に近い、あるいは1を超えるほど財源に余裕があるといえます。



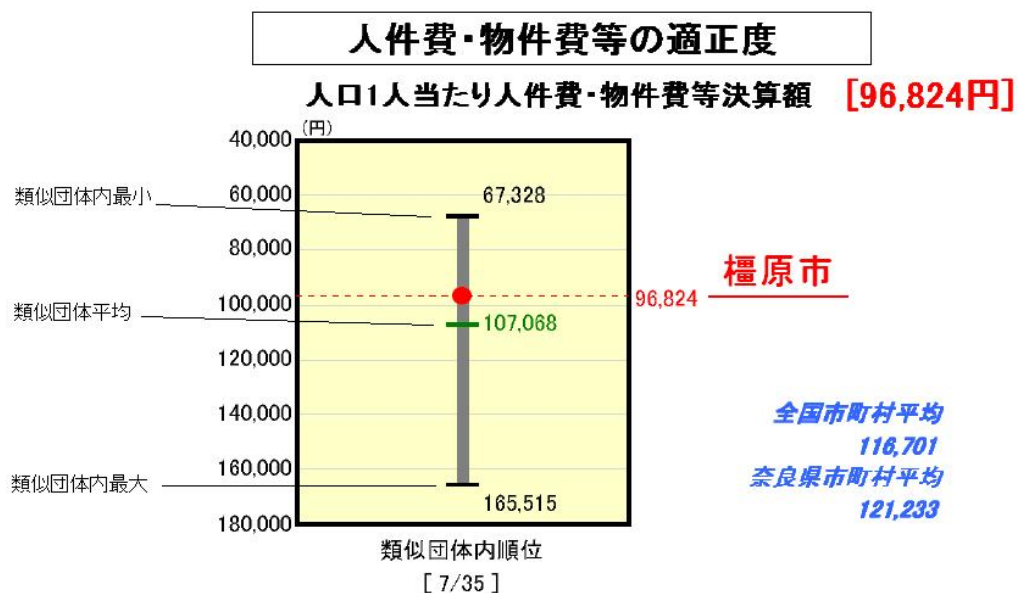
注4) 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源等の総額(経常一般財源総額+減税補てん債+臨時財政対策債)のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源(経常経費充当一般財源)の占める割合です。



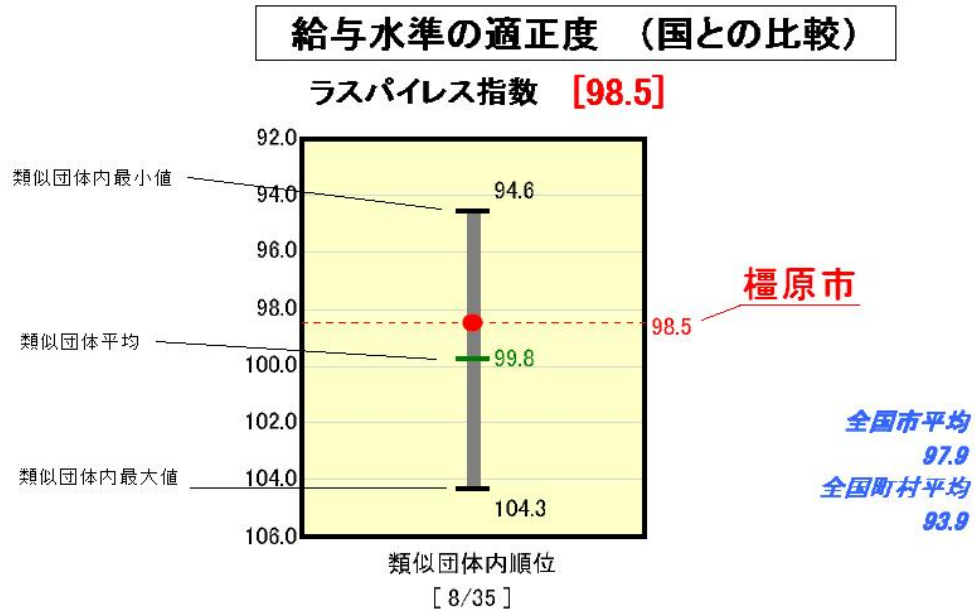
注5) 人口1人当たり人件費・物件費等決算額

年度末現在の住民基本台帳人口1人当たりの人件費、物件費、維持補修費の合計額です。ここでの人件費には、事業費支弁人件費は含みますが、退職金は含まれません。



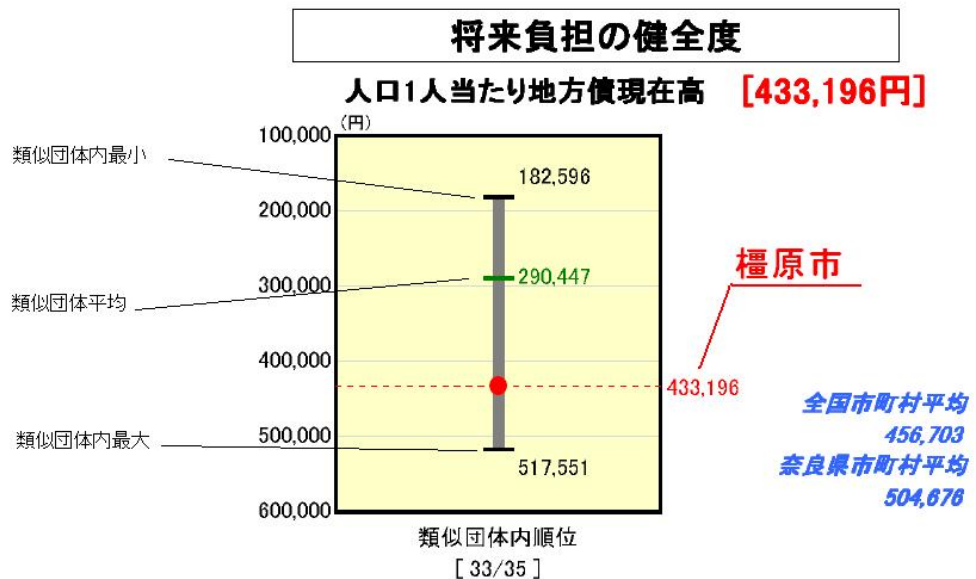
注6) ラスパイレス指数

地方公共団体の一般行政職職員の給与水準を比較するために用いられる指数で、基準となる時点における職員の給与水準を指数(百分比)により示したものです。国家公務員行政職職員の俸給を基準とし、学歴別、経験年数別に対比させて比較することにより算出するもので、国を100としたものです。



注7) 人口1人当たり地方債現在高

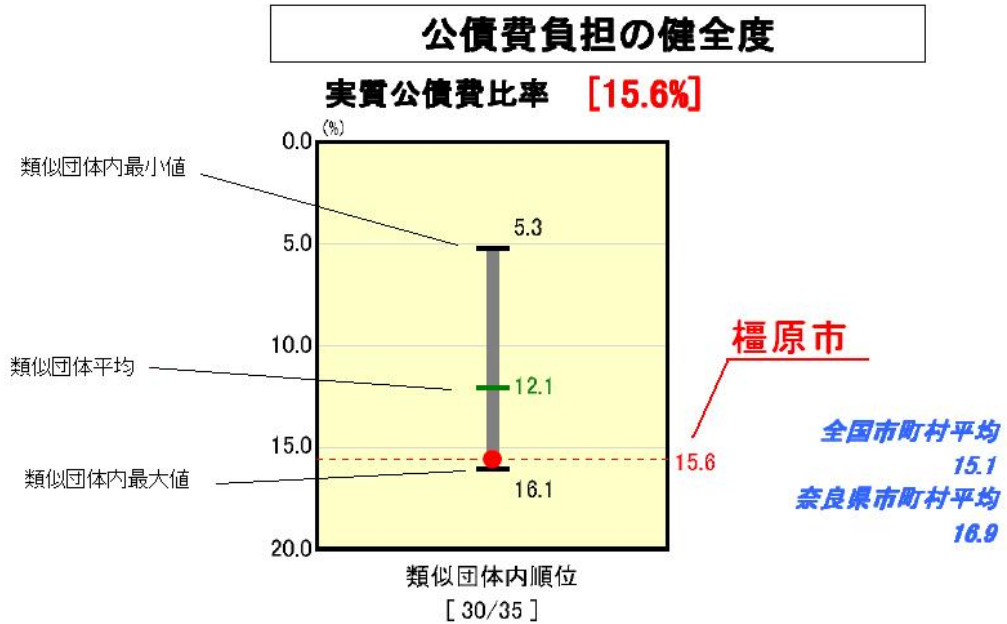
年度末現在の住民基本台帳人口1人当たりの地方債現在高です。



注8) 実質公債費比率

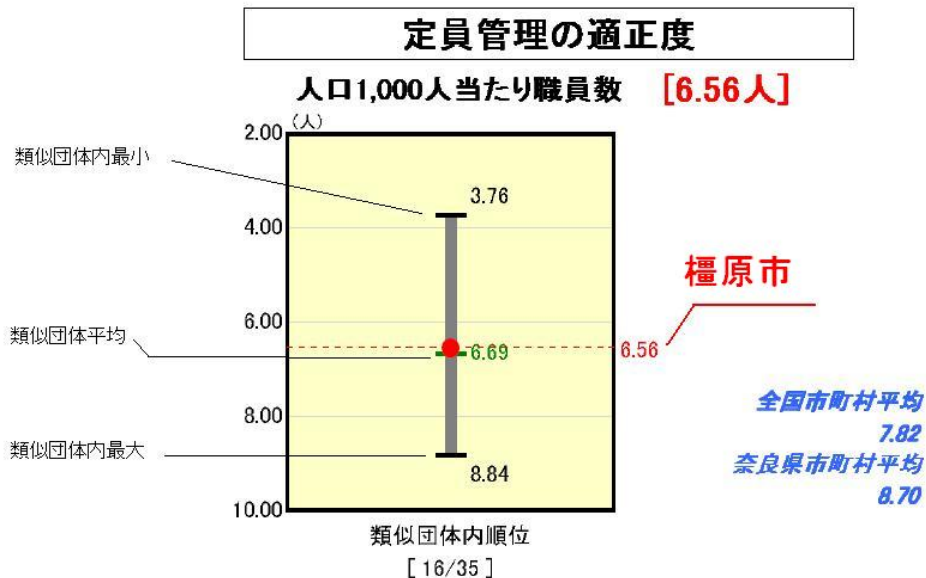
地方公共団体の財政健全化に関する法律により、「実質公債費比率」の他、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「将来負担比率」の4つの指標のうち、ひとつでも定められた早期健全化基準を上回ると早期健全化団体となり、さらに、それより悪い財政再生基準を超えると、従来の赤字再建団体にあたる財政再生団体となります。

実質公債費比率の早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%と定められています。



注9) 人口1,000人当たり職員数

年度末現在の住民基本台帳人口1,000人当たりの職員数です。職員数は、翌年度当初現在のものとなっています。(平成18年度決算の財政比較分析表においては、平成19年4月1日現在の職員数が平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口1,000人当たり何人となっているかが分かります。)



注10) 扶助費

扶助費とは、社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、又は、老人福祉法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものがあり、現金・物品を問わず、被扶助者に対して支給される福祉施策の根幹を成す経費です。

注11) 基礎的財政収支

プライマリーバランスとも呼ばれます。国や地方自治体などの、収入と支出の釣合いの状態を見るもので、財政状態を示す指標とされています。通常、過去の借金の元利払いを除いた支出額と、地方債などの発行によって得る分を除いた収入額の差額です。

注12) バランスシート

企業会計において決算に用いる財務諸表の一つ。会計年度末の資産、負債等の財務状況を示すもので、貸借対照表ともいいます。資産の部、負債の部及び正味資産の部からなります。

注13) 行政コスト計算書

市が1年間に提供した行政サービスに要したコストと、コストを賄うのに要した財源とを比較し、経常的な行政活動における収支の状況を明らかにするものです。

注14) 連結バランスシート

普通会計のほか公営企業会計、公社、その他の出資法人の決算を連結して、地方公共団体の財政状況を複式簿記の考え方で、総合的に判断するためのものです。

注15) コンビニエンスストア収納

取扱契約を行ったコンビニエンスストアチェーンの全国各店舗で、営業時間にいつでも市税等を納付することができるシステムです。本市では既に上下水道料金収納で導入済みです。

注16) マルチペイメントネットワーク

官公庁、地方公共団体及び民間企業等の収納機関と金融機関等を通信回線で結び、公共料金等（電話・ガス等の料金や税金）がインターネット等を通じてパソコン、携帯電話、ATM等の各チャネルを利用することにより、金融機関に納付された時に当該納付情報が金融機関から収納機関に通知されるネットワークのことです。

<各種数値資料>

表2: 橿原市普通会計決算年度別推移

(単位:千円、%)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
歳入総額 A	40,581,015	41,352,902	38,235,153	37,322,250
歳出総額 B	39,252,127	40,454,086	37,227,493	36,281,335
歳入歳出差引額(A-B) C	1,328,888	898,816	1,007,660	1,040,915
翌年度への繰越財源 D	582,591	525,075	748,645	520,471
実質収支額(C-D)	746,297	373,741	259,015	520,444
実質収支比率	3.6	1.8	1.2	2.4
標準財政規模	20,847,474	20,956,650	21,216,473	21,498,368
財政力指数	0.662	0.672	0.698	0.736
3ヶ年平均 (財政比較分析表値)	0.657	0.661	0.677	0.701
経常収支比率	参考値(98.9)	参考値(99.2)	参考値(98.1)	参考値(101.5)
3ヶ年平均 (財政比較分析表値)	88.3	91.3	91.9	95.8
公債費負担比率	19.4	20.1	21.2	21.6
公債費比率	19.8	20.0	19.5	19.3
実質公債費比率	-	15.6	14.8	16.2
3ヶ年平均 (財政比較分析表値)	-	-	15.4	15.6
起債制限比率	13.5	13.8	13.8	14.5
3ヶ年平均	12.4	13.1	14.0	14.1
地方債年度末現在高	57,242,928	56,819,920	55,675,230	53,935,901

※ 類似団体財政比較分析表では財政力指数、経常収支比率はいずれも3ヶ年平均値

表3: 本市の市町村税の税収状況

(単位:千円・%)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
市町村税の総額	13,982,100	13,982,232	14,751,633	15,056,805
歳入割合	35.3	31.2	38.8	40.3
現年徴収率	96.7	97.0	97.6	98.2

表4: 本市の基金の状況(年度末現在高)

(単位:千円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
財政調整基金	904,205	805,006	805,703	1,149,656
減債基金	833,590	1,677,743	1,557,059	1,453,948
その他特定目的基金	8,138,650	6,402,987	5,923,570	5,468,906
合計	9,876,445	8,885,736	8,286,332	8,072,510

※その他特定目的基金とは、福祉基金、ふるさと基金、退職手当基金、公共施設整備基金等

表5:部門別職員数の推移

(各年4月1日現在)

	職員数(人)						対前年増減数(人)					
	平 14	平 15	平 16	平 17	平 18	平 19	平 14	平 15	平 16	平 17	平 18	平 19
議会	8	8	8	8	7	7					-1	
総務企画	139	145	144	152	150	157	10	6	-1	8	-2	7
税務	43	43	43	43	44	46					1	2
民生	163	150	152	153	146	149	-10	-13	2	1	-7	3
衛生	180	174	170	165	156	152	-1	-6	-4	-5	-9	-4
労働	1	1	1	2	1	2				1	-1	1
農林水産	14	14	14	13	13	13				-1		
商工	7	7	7	7	8	8						
土木	98	105	105	103	97	100	-11	7		-2	-6	3
一般行政部門計	653	647	644	646	622	634	-12	-6	-3	2	-24	12
教育	240	230	227	222	193	184	6	-10	-3	-5	-29	-9
特別行政小計	240	230	227	222	193	184	6	-10	-3	-5	-29	-9
水道	55	52	52	50	50	48		-3		-2		-2
下水道	23	23	23	23	22	22	1				-1	
その他	23	22	23	23	27	30		-1	1		4	3
公営企業等小計	101	97	98	96	99	100	1	-4	1	-2	3	1
総合計	994	974	969	964	914	918	-5	-20	-5	-5	-50	4

注) 特別職を除いた職員数(但し教育長のみ含む) + 臨時職員(1年以上の被雇用者)

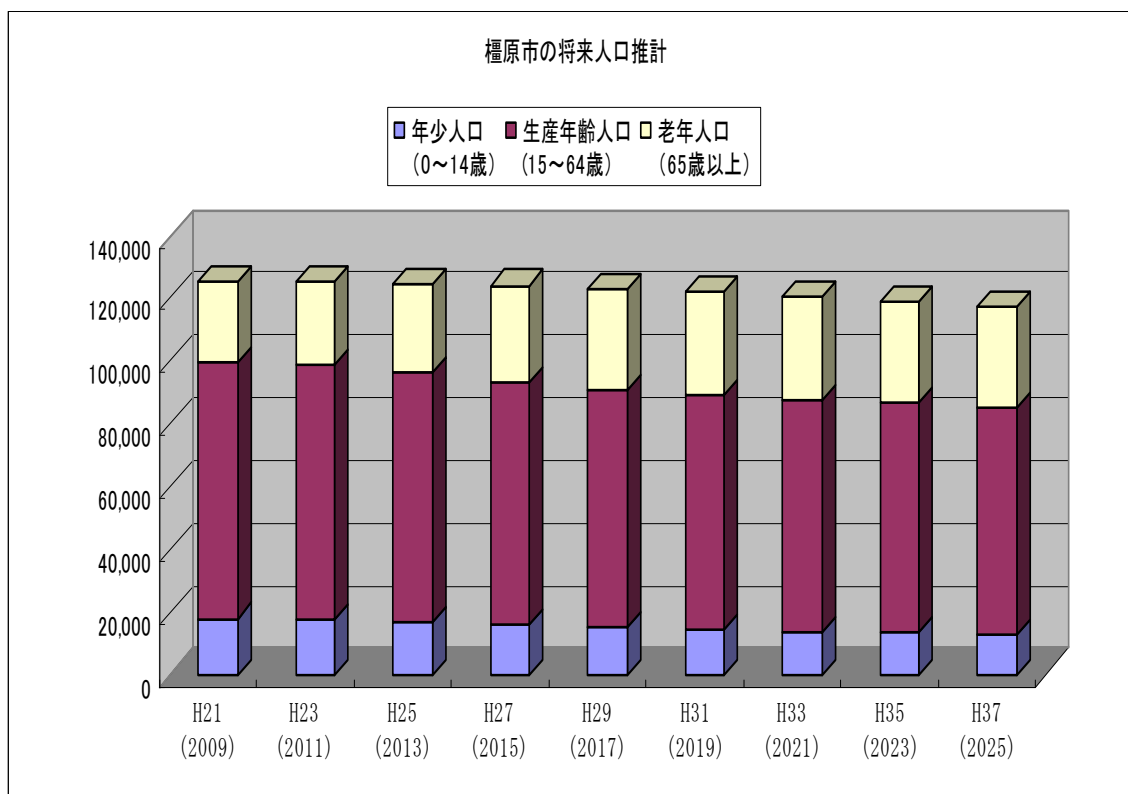
「地方公共団体定員管理調査」総務省の調査方法に基づく。

表6:定員管理の数値目標の進捗状況

部門	H17.4.1 職員数	数値目標			増減見込み			進捗率	
		H22.4.1 職員数	対17年 増減数	対17年 増減率	H19.4.1 職員数	対17年 増減数	対17年 増減率		
総数	964	907	-57	-5.9	918	-46	-4.8	80.7	
内訳	一般行政 部門	646	626	-20	-3.1	634	-12	-1.9	60
	教育部門	222	187	-35	-15.8	184	-38	-17.1	108.6
	公営企業 等会計 部門	96	94	-2	-2.1	100	4	4.1	-200

「地方公共団体定員管理調査」総務省の調査方法に基づく。

表 7: 橿原市の人口予測



平成 年 (西暦年)	H21 (2009)	H23 (2011)	H25 (2013)	H27 (2015)	H29 (2017)	H31 (2019)	H33 (2021)	H35 (2023)	H37 (2025)
年少人口 (0~14歳)	18,047	17,373	16,627	15,849	15,147	14,471	13,916	13,441	13,043
構成比(%)	14.3	13.8	13.3	12.7	12.3	11.8	11.5	11.3	11.1
生産年齢人口 (15~64歳)	82,110	81,525	79,612	77,536	76,066	74,924	74,031	73,165	72,089
構成比(%)	65.2	64.9	63.6	62.4	61.7	61.3	61.3	61.4	61.3
老年人口 (65歳以上)	25,710	26,727	28,868	30,969	32,148	32,774	32,832	32,615	32,394
構成比(%)	20.4	21.3	23.1	24.9	26.1	26.8	27.2	27.4	27.6
合計	125,868	125,625	125,107	124,354	123,360	122,169	120,778	119,220	117,526

※ 平成 17、18 年 2 ヶ年の住民基本台帳データに、出生数、死亡率を加味して試算した推計値